# 鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立大山青年の家)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。)第7条の基準に基づいて審査・選定した。

#### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地 理事長 福本慎一

- 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 3 指定管理料の額

190,867,000円 (債務負担行為額 190,867,000円) [参考]平成31年度 37,895,000円 平成32年度以降 38,243,000円

#### 4 選定理由

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。 審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、 当該団体は指定管理候補者として適当であると認める。

#### 「選定理由」

現在施設の指定管理を受託している団体であり、現状の施設の維持管理状況や職員体制をよく把握しており、施設の維持管理や県職員と連携した安全対策など確実な取組が見込まれる。また、財政基盤も安定しており、現在勤務している職員の継続雇用に配慮した人員構成としていることから安定した運営が期待でき、利用促進に向けた取組の充実も期待できる。

#### 5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで) 平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで(現地説明会7月5日(木))

### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

# 6 審査の経緯

### (1)審査委員

	氏	名	所 属 等
高井	亨(委	員 長)	公立鳥取環境大学准教授
高田	充征(	(副委員長)	税理士
齋藤	匠		大山町立大山小学校校長
白土	妙子	(欠席)	倉吉市西郷公民館公民館主事
森田	靖彦		鳥取県教育委員会事務局次長

# (2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日(火)

指定管理者制度及び県立大山青年の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議 第2回審査委員会

平成30年8月16日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

### (3) 選定基準

(3)	選疋基準		
	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に発揮さ	・管理運営の方針	必須
	せるものであること。(青少	・施設設備の維持及び衛生管理の水準	2 5
	年社会教育施設設置管理条例	・利用者の安全確保	
	第7条第1号)	• 個人情報保護	
		・利用者等の要望の把握・対応方針	
		・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	
		(利用促進等)	
2	管理に係る経費の縮減が図ら	<ul><li>・収支計画及び見積内容</li></ul>	2 0
	れるものであること。(青少	・支出計画の見通し	
	年社会教育施設設置管理条例	・県の指定管理料額の多寡	
	第7条第1号)		
3	委託業務を安定して行うため	・法人の財政基盤、経営基盤	3 2
	に必要な人員及び財政的基礎	・組織及び職員の配置等	
	を有しており、又は確保でき	・現在の施設職員の継続雇用に関する方針	
	る見込みがあること。(青少	・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状	
	年社会教育施設設置管理条例	況	
	第7条第2号)	・法人等の社会的責任の遂行状況	
		障がい者雇用	
		男女共同参画推進企業等の認定	
		家庭教育協力推進企業の協定	
		ISO14001・TEASI種規格等の認証	
		等	
		あいサポート企業等の認定	
		• 管理運営実績評価	
<u> </u>			

4	教育委員会の行う事業等に積	・所内での連携についての方針	2 5
	極的に協力すること(青少年	・受入事業等の実施の際の協力・方法	
	社会教育施設設置管理条例第		
	7条第3号)		
5	その他(指定手続条例第5条	・ネーミングライツに係る提案	4
	第 4 号)		

#### (4)審査結果(面接審査及び書類審査)

選定	得点	
基準	(配点)	評価
1	適	・施設の性格を理解し、ホスピタリティを大切にする姿勢があった。
		・PRのためフェイスブックを始めたり、アンケート結果をホームペー
	18.75	ジで公開するなど、従来からの取組を充実する姿勢がみられる。
	(25)	・利用者の利便性の確保について、具体的な対策が考えられている。
		・従来からの管理実績を生かした利用促進などへの取組に対して提案が
		あった。
2	11.5	・収支計画に問題はなく、これまでの実績や公益財団法人という性質か
	(20)	ら運営は安定したものになると考えられる。
		・財務内容が良好で経営基盤が安定しており、運営母体に信頼感がある。
3	21.5	・現場職員一人一人の印象はとても良い。
	(32)	
4		・クマや熱中症への対策、公用車の保険に財団独自で加入するなど、県
	2 0	事業への積極的な協力を行っている。
	(25)	・現場での連携の様子も良好であった。
5	0	(ネーミングライツの提案はなかった)
	(4)	
合計	71.75	
	(106)	

※点数は委員4名の平均

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

- (1) 施設の維持管理・事故等の防止等
  - ①施設の維持管理等
  - ・職員が日常的に点検し、異常や損傷の早期発見・早期修繕により施設の損傷・劣化の拡大・ 進行を防止
  - ②事故等の防止と緊急時の対応
  - ・災害時の避難施設等の自主チェックを定期的に実施
  - ・職員の防災意識の向上(火災・地震等に対する避難訓練の定期的な実施、避難施設等の定期チェック)
  - ・緊急時対応マニュアルにそった迅速な対応、緊急連絡網の整備
  - ・活動前の点検による危険物の除去、クマよけ鈴等のクマ対策等利用者の安全確保
  - 個人情報保護規程の整備

- (2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組
  - ①利用者の要望把握等
  - ・窓口での聞き取り、メール、アンケート等の積極的活用
  - ・要望に対する対応方針・対応結果をホームページで公開
  - ②サービス向上に対する取組
  - ・利用者の安全・快適な利用のため日常の巡視・点検による早期対応
  - ・職員の応接力の向上、情報共有によるトラブルの未然防止
  - 研修現場の事前点検・草刈り等の実施
  - ③利用促進に向けた取組
  - ・ホームページによる事業紹介による認知度向上
  - ・指定管理者としてのネットワークを活かし、関係機関と連携した広報誌への掲載
  - ・小中学校、公民館等への訪問による利用促進

#### (3) 管理運営組織

- ① 指定管理者の組織体制
- ・指定管理総括者・事務職員・技術指導支援員・ボイラー技師の配置(現状と同程度の体制整備)
- ②現在勤務している職員の継続雇用
- ・希望する職員は原則継続雇用
- (4) 管理に係る経費縮減に関する取組
  - ・外部委託等の際には原則として県内業者を対象に競争入札
  - ・電気代についても競争入札を検討するとともに、物品購入についても入札や価格比較により 有利な購入に努める
- (5) 県との連携方法・事業の実施協力
  - ①県(指導部門)との連携
  - ・利用申込の受付段階から県職員(指導部門)との密接な連携
  - ・県事業の計画段階での協議参加・事業内容の提案など、県職員との密接な連携
  - ②県事業への実施協力
  - ・研修材料の調達、保険手続き、浴室準備、シーツ準備等の効率的な対応
  - ・給食会との連携による安全・安定的な食事提供支援
  - ・利用者アンケートの回収や要望把握等事後検証のための補助・協力
  - ・県事業の計画段階での協議参加・事業内容の提案